

# 第四次 取手市男女共同参画計画

令和4年度～令和8年度



## はじめに



取手市は、総合計画の基本構想の一つである「自主・自律、未来をひらくまちづくり」において、「男女平等意識の定着を図り、男性も女性もお互いの人権を尊重し協力しあう社会の実現を目指す」としています。

取手市では、平成 11 年の男女共同参画社会基本法の施行後、平成 12 年より「第一次取手市男女共同参画基本計画」を策定し、今回の第四次計画まで 20 年以上にわたり積極的に施策を展開してきました。

この間、国においては「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されるなど、男女共同参画社会の実現に向けた体制の整備をさらに進めています。

世界的にも男女共同参画社会の実現に向けた動きは加速し、平成 27 年の国連サミットにおいて「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択され、その目標の一つに「ジェンダー平等の実現」が掲げられました。

こうした中、少子高齢化のさらなる進展や、多様性を尊重する人権意識の高まりの中で、男女共同参画をめぐる地域社会の課題も大きく様変わりしています。また、令和 2 年からの新型コロナウイルス感染症の拡大によって、女性など社会的に弱い立場にある人たちへの影響も顕在化しています。

本市では、こうした社会状況の変化や男女共同参画意識調査の結果等を踏まえ、これまで各施策の指針としてきた「第三次取手市男女共同参画計画」を継承しながらも、さらなる推進を図るため、今回「第四次取手市男女共同参画計画」を策定しました。

第四次計画では、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、男女共同参画の視点を踏まえた防災対策や人権尊重意識の啓発などの取り組みを新たに設定しました。一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思に基づき、個性と能力を十分発揮できる「誰もが自分らしく輝けるまち取手」を築いていくための施策を引き続き展開してまいります。

本計画の推進には、市民、事業者及び関係機関の皆様との連携、協働が何よりも重要です。皆さんには、より一層のご理解とご協力をよろしくお願いします。

最後に、本計画策定にあたり、熱意をもって広範囲な分野にわたり真摯に審議を重ねていただきました取手市男女共同参画審議会の委員の皆様、貴重なご意見をいただきました市民の皆様に心より御礼申し上げます。

令和 4 年 3 月

取手市長 藤井 信吾

## 目 次

第1章 計画の策定に当たって	1	資料編	91
1 計画策定の趣旨	1	第四次取手市男女共同参画計画策定までの経過	92
2 前計画の進捗と評価	2	諮詢	93
3 男女共同参画に関する市民・事業所意識	5	答申	94
第2章 計画の基本的な考え方	9	取手市男女共同参画審議会委員名簿	95
1 取手市が目指している男女共同参画社会の姿	9		
2 計画の位置づけ	11		
3 計画の期間	12		
4 計画の基本目標	12		
5 計画の体系	14		
第3章 計画の内容	16		
基本目標と主要課題			
基本目標1 誰もが輝き活躍できる社会づくり	16		
主要課題1 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大	16		
主要課題2 持続可能で多様な働き方のための環境の整備	21		
主要課題3 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進	28		
基本目標2 誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり	36		
主要課題4 あらゆる暴力をゆるさない社会づくり	36		
主要課題5 様々な困難を抱える人々への			
男女共同参画の視点に立った支援	44		
主要課題6 生涯にわたる健康の支援	55		
主要課題7 男女共同参画の視点に立った防災対策	59		
基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	64		
主要課題8 男女共同参画の視点に立った意識改革	64		
主要課題9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	70		
第4章 計画の推進体制	76		
計画の推進体制	76		
取手市男女共同参画推進条例	79		
取手市男女共同参画推進条例施行規則	85		

